

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号												
第1編 共通編															
第1章 総則															
第1節 総則															
1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録	<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	1-7												
1-1-1-23 施工管理	<p>5.周辺への影響防止</p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p>	<p>5.周辺への影響防止</p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p>	1-17												
1-1-1-32 交通安全管理	<p>13.適切な交通誘導</p> <p>受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。</p> <p>なお、県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1名以上の交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置すること。</p> <table border="1" data-bbox="510 1018 1167 1209"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)</td> <td>・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じバランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導警備員を配置すること。尚、配置については、監督員と協議するものとする。また、自家警備の実施にあたっては、監督員と協議し、承諾を得ること。</p>	資格	資格要件	交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの	<p>13.適切な交通誘導</p> <p>(1) 受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。</p> <p>なお、県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1名以上の交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置すること。</p> <table border="1" data-bbox="1283 1018 1939 1182"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)</td> <td>・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じバランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導警備員を配置すること。尚、配置については、監督員と協議するものとする。</p> <p>(3) 自家警備の実施にあたっては、監督員と協議し、承諾を得ること。</p>	資格	資格要件	交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの	1-28
資格	資格要件														
交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの														
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの ・警備業法における指定講習を受講したもの														
資格	資格要件														
交通誘導警備検定合格者(1級及び2級)	・警備業法第23条の1に定める検定(交通誘導警備)に合格したもの														
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を受けているもの														

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所: 赤字】	頁番号
第3章 無筋・鉄筋コンクリート			
第2節 適用すべき諸基準	<p>1.適用基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)</p>	<p>1.適用基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造体に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造体における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月) 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月) 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造体に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p>	1-54 1-55
第5節 現場練りコンクリート			
1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	<p>1.計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p>	<p>1.計量装置 (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</p>	1-58
第6節 運搬・打設			
1-3-6-7 打継目	<p>2.打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>3.打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p>	<p>2.打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>3.打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p>	1-64 1-64
1-3-6-9 養生	<p>2.湿潤状態の保持 受注者は、コンクリートの表面を荒らさずに作業できる程度に硬化した後、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p>	<p>2.湿潤状態の保持 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p>	1-65
第7節 鉄筋工			
1-3-7-4 組立て	<p>2.配筋・組立 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>2.配筋・組立て 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 (2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼きなまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 (3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p>	1-67

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																																					
1-3-7-5 継手	3.継手位置の相互ずらし 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	3.継手位置 受注者は、 原則 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるときに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	1-68																																																					
1-3-7-6 ガス圧接	4.圧接面の清掃 受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	4.圧接面の清掃 受注者は、 圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1-69																																																					
第10節 寒中コンクリート																																																								
1-3-10-3 養生	5.養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。 なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。 <b style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間	5.養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。 なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。 <b style="text-align: center;">表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	1-73 1-74																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>		型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th rowspan="2">養生頻度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</td> <td>(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>		養生温度	養生頻度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度			セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種																																																				
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
養生温度	養生頻度	セメントの種類																																																						
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B種																																																				
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。		注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。																																																						
第11節 マスコンクリート																																																								
1-3-11-2 施工	5.型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	5.型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1-74																																																					
第13節 水中不分離性コンクリート																																																								
1-3-13-4 運搬打設	3.打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	3.打設 (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1-78																																																					

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																																																																						
第2編 材料編																																																																																									
第2章 土木工事材料																																																																																									
第6節 セメント及び混和材料																																																																																									
2-2-6-1 一般事項	4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2-23																																																																																						
	7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	2-23																																																																																						
	9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	9. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	2-23																																																																																						
2-2-6-2 セメント	3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。 <div style="text-align: center;"> 表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比 表 面 積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>[注] 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ(Na_oeq)の値を0.6%以下とする。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。 <div style="text-align: center;"> 表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比 表 面 積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td style="color: red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td style="color: red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>[注] 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ(Na_oeq)の値を0.6%以下とする。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	2-25
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																							
	28d	400 以下																																																																																							
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																							
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																							
強熱減量%		5.0 以下																																																																																							
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																							
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																							
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																							
	28d	測定値を報告する																																																																																							
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																							
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																							
強熱減量%		5.0 以下																																																																																							
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																							
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																							

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
第3編 土木工事共通編			
第2章 一般施工			
第3節 共通的工程			
3-2-3-2 材料	4. 路側防護柵工の材料 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (後略)	4. 路側防護柵工の材料 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (中略) (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3-10 3-11
3-2-3-12 ポストテンション桁製作工(購入工)	2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (中略) (3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (中略) (3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。 また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	3-22 3-23
3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 (後略)	1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 (中略) (5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。	3-23
3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。 また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。 これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3-26 3-27

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																																																																													
<p>3-2-3-23 現場継手工</p>	<p>4.締付けボルト軸力</p> <p style="text-align: center;">表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" data-bbox="555 240 1055 472"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>F10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-7 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="510 624 1061 799"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-8 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均</p> <table border="1" data-bbox="510 943 1061 1110"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T	M20	165	S10T	M22	205	B10T	M24	238	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	<p>4.締付けボルト軸力</p> <p style="text-align: center;">表3-2-5 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" data-bbox="1377 240 1877 536"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>F10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>S10T</td> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>B10T</td> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-6 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="1348 624 1899 871"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311~373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363~435</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-7 常温時以外 (0~10℃、30~61℃) の締付けボルト軸力の平均</p> <table border="1" data-bbox="1348 943 1899 1182"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299~391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349~457</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T	M20	165	S10T	M22	205	B10T	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	S14T	M22	311~373	M24	363~435	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	167~211	M22	207~261	M24	241~304	S14T	M22	299~391	M24	349~457	<p>3-33 3-34</p>
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																																														
F8T B8T	M20	133																																																																																														
	M22	165																																																																																														
	M24	192																																																																																														
F10T	M20	165																																																																																														
S10T	M22	205																																																																																														
B10T	M24	238																																																																																														
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																														
S10T	M20	172~202																																																																																														
	M22	212~249																																																																																														
	M24	247~290																																																																																														
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																														
S10T	M20	167~211																																																																																														
	M22	207~261																																																																																														
	M24	241~304																																																																																														
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																																														
F8T B8T	M20	133																																																																																														
	M22	165																																																																																														
	M24	192																																																																																														
F10T	M20	165																																																																																														
S10T	M22	205																																																																																														
B10T	M24	238																																																																																														
S14T	M22	299																																																																																														
	M24	349																																																																																														
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																														
S10T	M20	172~202																																																																																														
	M22	212~249																																																																																														
	M24	247~290																																																																																														
S14T	M22	311~373																																																																																														
	M24	363~435																																																																																														
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																														
S10T	M20	167~211																																																																																														
	M22	207~261																																																																																														
	M24	241~304																																																																																														
S14T	M22	299~391																																																																																														
	M24	349~457																																																																																														
<p>第4節 基礎工</p>																																																																																																
<p>3-2-4-5 場所打杭工</p>	<p>11.鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p>	<p>11.鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p>	<p>3-60</p>																																																																																													
<p>3-2-4-6 深礎工</p>	<p>6.鉄筋組立て</p> <p>受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</p>	<p>6.鉄筋組立て</p> <p>受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p>	<p>3-62</p>																																																																																													

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																												
<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-9 固結工</p>	<p>1.攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。</p>	<p>1.攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。</p> <p>6.中層混合処理 (1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 (2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。 (3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。 なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-123</p> <p>3-123 3-124</p>																												
<p>第12節 工場製作工(共通)</p> <p>3-2-12-2 材料</p>	<p>3.溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-46に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-2-46 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="501 869 1088 1291"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>3.溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-2-45 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1352 869 1939 1350"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS50を溶接する場合</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 (じん性を除く) を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 (じん性を除く) を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の 要求値 と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>3-146</p>
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														
使用区分	使用する溶接材料																														
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 (じん性を除く) を有する溶接材料																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 (じん性を除く) を有する溶接材料																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の 要求値 と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																														

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																																																																																																																																																														
<p>3-2-12-3 桁製作工</p>	<p>1.製作加工 (2) 工 作 (中略) ④ 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p>	<p>1.製作加工 (2) 工 作 (中略) ④ 受注者は、塗装等の防錆防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p>	<p>3-149</p>																																																																																																																																																																														
	<p>(4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。</p>	<p>(4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びFSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。</p>	<p>3-151</p>																																																																																																																																																																														
	<p>(8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-2-51 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶 接 方 法</th> <th colspan="4">予 熱 温 度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板 厚 区 分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25 以下</th> <th>25 を超え 40 以下</th> <th>40 を超え 50 以下</th> <th>50 を超え 100 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SM490</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SM490Y</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>SM520</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>SM570</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 490W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。</p>	鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)				板 厚 区 分(mm)				25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p>(8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-2-50 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶 接 方 法</th> <th colspan="4">予 熱 温 度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板 厚 区 分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25 以下</th> <th>25 を超え 40 以下</th> <th>40 を超え 50 以下</th> <th>50 を超え 100 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SM490</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SM490Y</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>SM520</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>SM570</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 490W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS500 SBHS500W</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。</p>	鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)				板 厚 区 分(mm)				25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500 SBHS500W	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<p>3-152 3-153</p>
鋼 種	溶 接 方 法			予 熱 温 度(℃)																																																																																																																																																																													
				板 厚 区 分(mm)																																																																																																																																																																													
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下																																																																																																																																																																												
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																												
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																												
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																												
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																												
SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																												
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)																																																																																																																																																																															
		板 厚 区 分(mm)																																																																																																																																																																															
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下																																																																																																																																																																												
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																												
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																												
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																												
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																												
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																												
SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																												
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																												
SBHS400 SBHS400W	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
SBHS500 SBHS500W	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																												

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	頁番号																																																																																																																																																				
3-2-12-3 桁製作工	<p style="text-align: center;">表3-2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p style="text-align: center;">表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>鋼種 鋼材の板厚(mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> <td style="color: red;">0.22以下</td> <td style="color: red;">0.20以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">Pcm (%)</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="3">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>t≤25</th> <th>25<t≤40</th> <th>40<t≤100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.21</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.22</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.23</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.24</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.25</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.26</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.27</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.28</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.29</td> <td>SMAW</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下			25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下			Pcm (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)			板厚区分 (mm)			t≤25	25<t≤40	40<t≤100	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW,SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW,SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW,SAW	50	80	80	3-153 3-154
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																		
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																		
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																		
鋼種 鋼材の板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																																																																																
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																		
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下																																																																																																																																																
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																		
Pcm (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																					
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																					
		t≤25	25<t≤40	40<t≤100																																																																																																																																																			
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																			
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																																																			
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																																																			
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	予熱なし	50	50																																																																																																																																																			
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	50	50	80																																																																																																																																																			
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																																																																																			
	GMAW,SAW	50	80	80																																																																																																																																																			

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
<p>3-2-12-3 桁製作工</p>	<p>(11) 溶接の検査 (中略) ④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。 1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。 2) 受注者は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>	<p>(11) 溶接の検査 (中略) ④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤ 受注者は、断面に考慮する突合わせ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。 1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。 2) 受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>	<p>3-157</p>

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
第10編 道路編			
第1章 道路改良			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-1 10-2
第2章 舗装			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-12 10-13
第3章 橋梁下部			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-27 10-28
第6節 橋台工			
10-3-6-8 橋台躯体工	3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、 防食、損傷等を受けないようにこれらを保護 しなければならない。 なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	10-30
第4章 鋼橋上部			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-37
第8節 橋梁付属物工			
10-4-8-6 橋梁用防護柵工	受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 (2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	10-42 10-43

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
第5章 コンクリート橋上部			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-46 10-47
第6章 トンネル (NATM)			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	10-62
第3節 トンネル掘削工			
10-6-3-2 掘削工		8.切羽監視責任者の配置 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。	10-63
第7章 コンクリートシェッド			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-72 10-73
第8章 鋼製シェッド			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-77 10-78
第9章 地下横断歩道			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-82

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
第10章 地下駐車場			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-85
第11章 共同溝			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-88
第12章 電線共同溝			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-92
第13章 情報ボックス工			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-95
第14章 道路維持			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (平成28年11月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-97 10-98
第15章 雪害			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-120

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
第16章 道路修繕			
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (後略)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (中略) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10-125 10-126

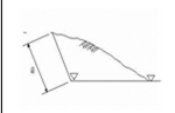
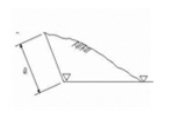
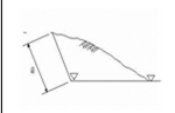
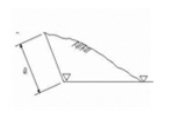
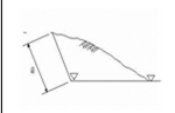
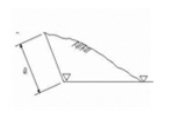
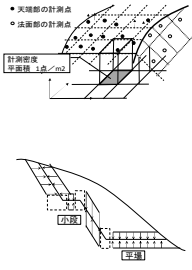
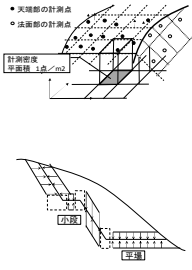
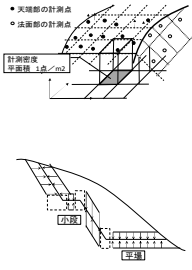
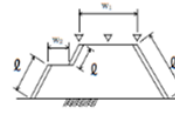
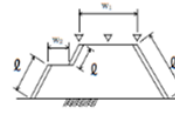
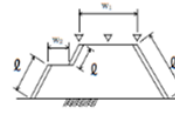
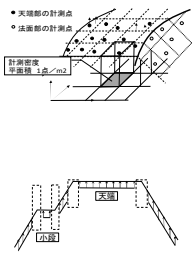
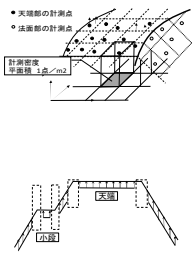
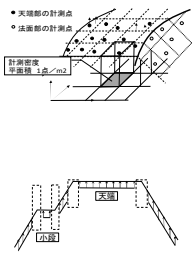
岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
土木工事施工管理基準 7 その他	<p>工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>2 3</p>

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

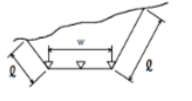
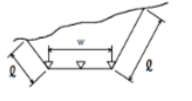
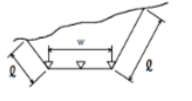
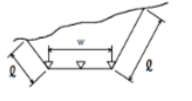
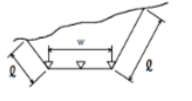
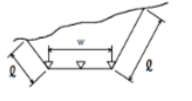
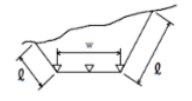
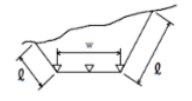
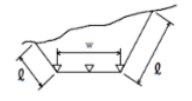
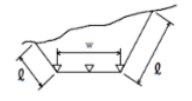
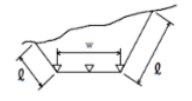
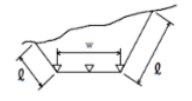
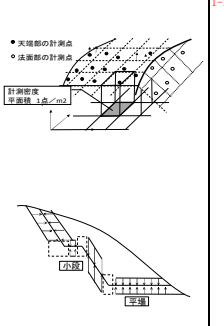
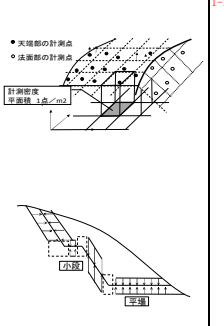
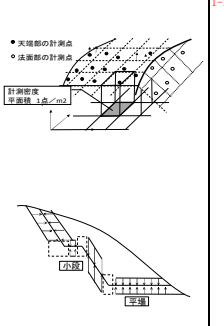
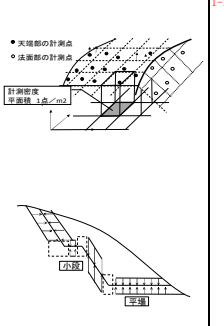
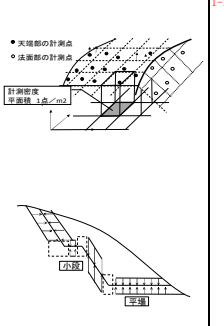
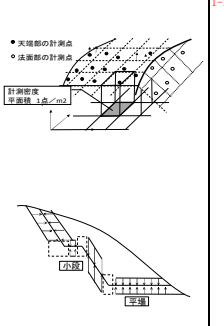
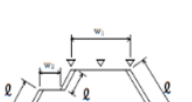
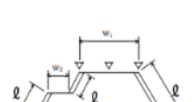
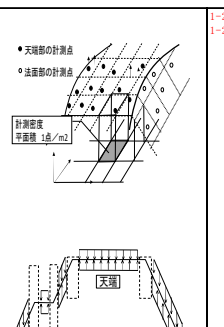
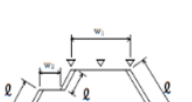
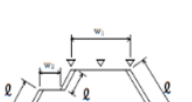
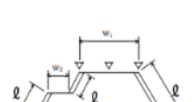
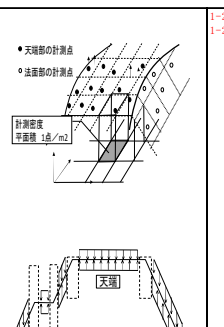
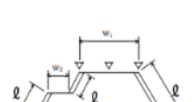
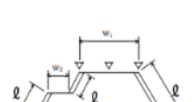
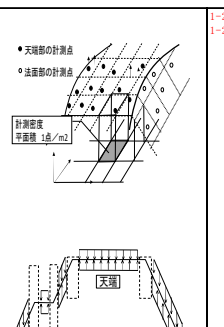
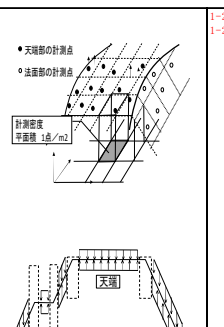
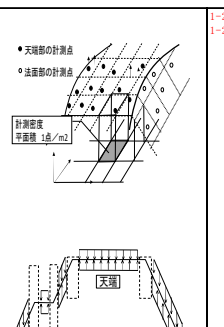
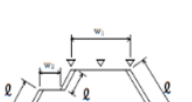
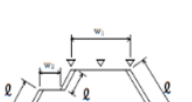
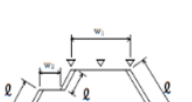
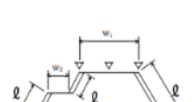
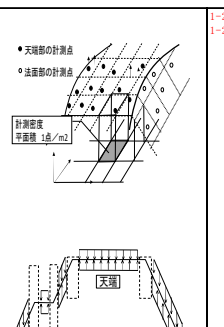
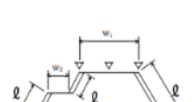
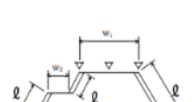
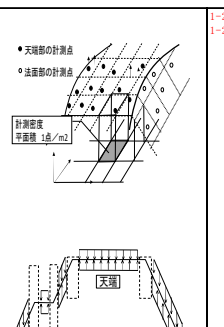
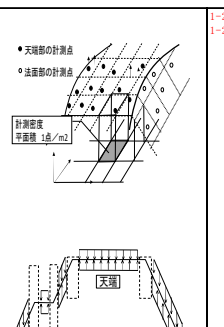
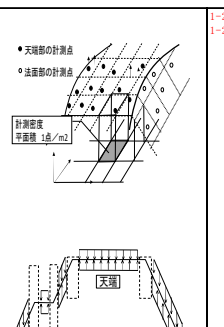
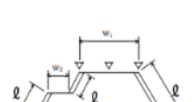
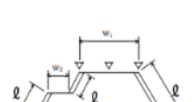
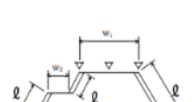
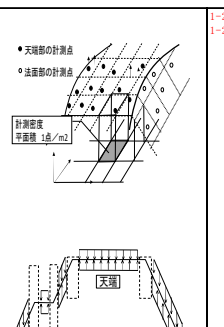
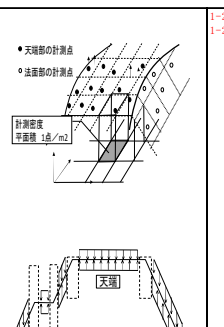
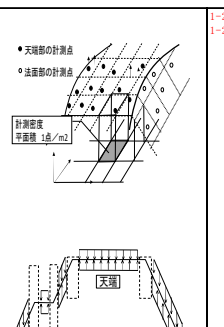
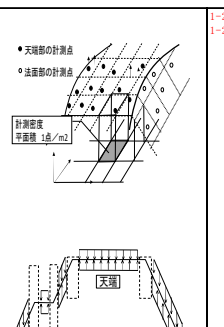
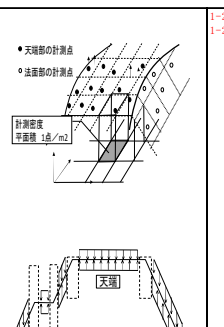
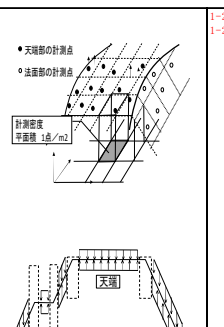
項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
<p>工程管理</p> <p>1 実施工程表の提出について</p>	<p>(1) 実施工程表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に第1回目を、その後は毎月初め(請負金額1,500万円未満は2ヶ月に1回)に提出するものとする。 なお、500万円未満の工事の実施工程表の提出については監督員と協議のうえ省略することができる。 (2) これ以外の詳しい様式にて管理するときは、その様式を提出して良い。</p>	<p>(1) 実施工程表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に第1回目を、その後は毎月初め(当初請負金額3,000万円未満は2ヶ月に1回)に提出するものとする。 なお、当初請負金額1,000万円未満の工事の実施工程表の提出については第2回目から省略するものとする。 (2) これ以外の詳しい様式にて管理するときは、その様式を提出して良い。</p>	<p>1</p>

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	頁番号																																																																																																																																																																																																	
出来形管理基準																																																																																																																																																																																																				
第1編 共通編																																																																																																																																																																																																				
第2章 土工																																																																																																																																																																																																				
第3節 河川・海岸・砂防土工																																																																																																																																																																																																				
1-2-3-2 掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 5%;">11</td> <td style="width: 5%;">12</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">14</td> <td style="width: 5%;">15</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">17</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 5%;">21</td> <td style="width: 5%;">22</td> <td style="width: 5%;">23</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">25</td> <td style="width: 5%;">26</td> <td style="width: 5%;">27</td> <td style="width: 5%;">28</td> <td style="width: 5%;">29</td> <td style="width: 5%;">30</td> <td style="width: 5%;">31</td> <td style="width: 5%;">32</td> <td style="width: 5%;">33</td> <td style="width: 5%;">34</td> <td style="width: 5%;">35</td> <td style="width: 5%;">36</td> <td style="width: 5%;">37</td> <td style="width: 5%;">38</td> <td style="width: 5%;">39</td> <td style="width: 5%;">40</td> <td style="width: 5%;">41</td> <td style="width: 5%;">42</td> <td style="width: 5%;">43</td> <td style="width: 5%;">44</td> <td style="width: 5%;">45</td> <td style="width: 5%;">46</td> <td style="width: 5%;">47</td> <td style="width: 5%;">48</td> <td style="width: 5%;">49</td> <td style="width: 5%;">50</td> <td style="width: 5%;">51</td> <td style="width: 5%;">52</td> <td style="width: 5%;">53</td> <td style="width: 5%;">54</td> <td style="width: 5%;">55</td> <td style="width: 5%;">56</td> <td style="width: 5%;">57</td> <td style="width: 5%;">58</td> <td style="width: 5%;">59</td> <td style="width: 5%;">60</td> <td style="width: 5%;">61</td> <td style="width: 5%;">62</td> <td style="width: 5%;">63</td> <td style="width: 5%;">64</td> <td style="width: 5%;">65</td> <td style="width: 5%;">66</td> <td style="width: 5%;">67</td> <td style="width: 5%;">68</td> <td style="width: 5%;">69</td> <td style="width: 5%;">70</td> <td style="width: 5%;">71</td> <td style="width: 5%;">72</td> <td style="width: 5%;">73</td> <td style="width: 5%;">74</td> <td style="width: 5%;">75</td> <td style="width: 5%;">76</td> <td style="width: 5%;">77</td> <td style="width: 5%;">78</td> <td style="width: 5%;">79</td> <td style="width: 5%;">80</td> <td style="width: 5%;">81</td> <td style="width: 5%;">82</td> <td style="width: 5%;">83</td> <td style="width: 5%;">84</td> <td style="width: 5%;">85</td> <td style="width: 5%;">86</td> <td style="width: 5%;">87</td> <td style="width: 5%;">88</td> <td style="width: 5%;">89</td> <td style="width: 5%;">90</td> <td style="width: 5%;">91</td> <td style="width: 5%;">92</td> <td style="width: 5%;">93</td> <td style="width: 5%;">94</td> <td style="width: 5%;">95</td> <td style="width: 5%;">96</td> <td style="width: 5%;">97</td> <td style="width: 5%;">98</td> <td style="width: 5%;">99</td> <td style="width: 5%;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">掘削工</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">基準値</td> <td style="text-align: center;">±0</td> <td colspan="2">掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は掘削箇所で測定。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-2</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">掘削工</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">基準値</td> <td style="text-align: center;">±0</td> <td colspan="2">掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は掘削箇所で測定。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-2</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																										掘削工			基準値	±0	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は掘削箇所で測定。		1-2-3-2																														掘削工			基準値	±0	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は掘削箇所で測定。		1-2-3-2					I-1																				
	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																
																									掘削工			基準値	±0	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は掘削箇所で測定。		1-2-3-2																																																																																																																																																																				
																									掘削工			基準値	±0	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は掘削箇所で測定。		1-2-3-2																																																																																																																																																																				
1-2-3-2 掘削工																					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 5%;">11</td> <td style="width: 5%;">12</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">14</td> <td style="width: 5%;">15</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">17</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 5%;">21</td> <td style="width: 5%;">22</td> <td style="width: 5%;">23</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">25</td> <td style="width: 5%;">26</td> <td style="width: 5%;">27</td> <td style="width: 5%;">28</td> <td style="width: 5%;">29</td> <td style="width: 5%;">30</td> <td style="width: 5%;">31</td> <td style="width: 5%;">32</td> <td style="width: 5%;">33</td> <td style="width: 5%;">34</td> <td style="width: 5%;">35</td> <td style="width: 5%;">36</td> <td style="width: 5%;">37</td> <td style="width: 5%;">38</td> <td style="width: 5%;">39</td> <td style="width: 5%;">40</td> <td style="width: 5%;">41</td> <td style="width: 5%;">42</td> <td style="width: 5%;">43</td> <td style="width: 5%;">44</td> <td style="width: 5%;">45</td> <td style="width: 5%;">46</td> <td style="width: 5%;">47</td> <td style="width: 5%;">48</td> <td style="width: 5%;">49</td> <td style="width: 5%;">50</td> <td style="width: 5%;">51</td> <td style="width: 5%;">52</td> <td style="width: 5%;">53</td> <td style="width: 5%;">54</td> <td style="width: 5%;">55</td> <td style="width: 5%;">56</td> <td style="width: 5%;">57</td> <td style="width: 5%;">58</td> <td style="width: 5%;">59</td> <td style="width: 5%;">60</td> <td style="width: 5%;">61</td> <td style="width: 5%;">62</td> <td style="width: 5%;">63</td> <td style="width: 5%;">64</td> <td style="width: 5%;">65</td> <td style="width: 5%;">66</td> <td style="width: 5%;">67</td> <td style="width: 5%;">68</td> <td style="width: 5%;">69</td> <td style="width: 5%;">70</td> <td style="width: 5%;">71</td> <td style="width: 5%;">72</td> <td style="width: 5%;">73</td> <td style="width: 5%;">74</td> <td style="width: 5%;">75</td> <td style="width: 5%;">76</td> <td style="width: 5%;">77</td> <td style="width: 5%;">78</td> <td style="width: 5%;">79</td> <td style="width: 5%;">80</td> <td style="width: 5%;">81</td> <td style="width: 5%;">82</td> <td style="width: 5%;">83</td> <td style="width: 5%;">84</td> <td style="width: 5%;">85</td> <td style="width: 5%;">86</td> <td style="width: 5%;">87</td> <td style="width: 5%;">88</td> <td style="width: 5%;">89</td> <td style="width: 5%;">90</td> <td style="width: 5%;">91</td> <td style="width: 5%;">92</td> <td style="width: 5%;">93</td> <td style="width: 5%;">94</td> <td style="width: 5%;">95</td> <td style="width: 5%;">96</td> <td style="width: 5%;">97</td> <td style="width: 5%;">98</td> <td style="width: 5%;">99</td> <td style="width: 5%;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">掘削工 (面管理の場合)</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">平均値</td> <td style="text-align: center;">個々の 計測値</td> <td colspan="2">1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-2</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">掘削工 (面管理の場合)</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">平均値</td> <td style="text-align: center;">個々の 計測値</td> <td colspan="2">1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-2</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																										掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2																														掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2			
	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																
																									掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2																																																																																																																																																																				
																									掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、または「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編（案）」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差また は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2																																																																																																																																																																				
1-2-3-3 盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 5%;">11</td> <td style="width: 5%;">12</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">14</td> <td style="width: 5%;">15</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">17</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 5%;">21</td> <td style="width: 5%;">22</td> <td style="width: 5%;">23</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">25</td> <td style="width: 5%;">26</td> <td style="width: 5%;">27</td> <td style="width: 5%;">28</td> <td style="width: 5%;">29</td> <td style="width: 5%;">30</td> <td style="width: 5%;">31</td> <td style="width: 5%;">32</td> <td style="width: 5%;">33</td> <td style="width: 5%;">34</td> <td style="width: 5%;">35</td> <td style="width: 5%;">36</td> <td style="width: 5%;">37</td> <td style="width: 5%;">38</td> <td style="width: 5%;">39</td> <td style="width: 5%;">40</td> <td style="width: 5%;">41</td> <td style="width: 5%;">42</td> <td style="width: 5%;">43</td> <td style="width: 5%;">44</td> <td style="width: 5%;">45</td> <td style="width: 5%;">46</td> <td style="width: 5%;">47</td> <td style="width: 5%;">48</td> <td style="width: 5%;">49</td> <td style="width: 5%;">50</td> <td style="width: 5%;">51</td> <td style="width: 5%;">52</td> <td style="width: 5%;">53</td> <td style="width: 5%;">54</td> <td style="width: 5%;">55</td> <td style="width: 5%;">56</td> <td style="width: 5%;">57</td> <td style="width: 5%;">58</td> <td style="width: 5%;">59</td> <td style="width: 5%;">60</td> <td style="width: 5%;">61</td> <td style="width: 5%;">62</td> <td style="width: 5%;">63</td> <td style="width: 5%;">64</td> <td style="width: 5%;">65</td> <td style="width: 5%;">66</td> <td style="width: 5%;">67</td> <td style="width: 5%;">68</td> <td style="width: 5%;">69</td> <td style="width: 5%;">70</td> <td style="width: 5%;">71</td> <td style="width: 5%;">72</td> <td style="width: 5%;">73</td> <td style="width: 5%;">74</td> <td style="width: 5%;">75</td> <td style="width: 5%;">76</td> <td style="width: 5%;">77</td> <td style="width: 5%;">78</td> <td style="width: 5%;">79</td> <td style="width: 5%;">80</td> <td style="width: 5%;">81</td> <td style="width: 5%;">82</td> <td style="width: 5%;">83</td> <td style="width: 5%;">84</td> <td style="width: 5%;">85</td> <td style="width: 5%;">86</td> <td style="width: 5%;">87</td> <td style="width: 5%;">88</td> <td style="width: 5%;">89</td> <td style="width: 5%;">90</td> <td style="width: 5%;">91</td> <td style="width: 5%;">92</td> <td style="width: 5%;">93</td> <td style="width: 5%;">94</td> <td style="width: 5%;">95</td> <td style="width: 5%;">96</td> <td style="width: 5%;">97</td> <td style="width: 5%;">98</td> <td style="width: 5%;">99</td> <td style="width: 5%;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">盛土工</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">基準値</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td colspan="2">掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は各法面で測定。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-3</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">盛土工</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">基準値</td> <td style="text-align: center;">-50</td> <td colspan="2">掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-G NSSを用いた出来形管理要領（土工編 （案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は各法面で測定。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-3</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																										盛土工			基準値	-50	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は各法面で測定。		1-2-3-3																														盛土工			基準値	-50	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-G NSSを用いた出来形管理要領（土工編 （案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は各法面で測定。		1-2-3-3					I-2																		
	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																
																									盛土工			基準値	-50	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 基準値は各法面で測定。		1-2-3-3																																																																																																																																																																				
																									盛土工			基準値	-50	掘削深40m（掘削間隔20mの場合100m）に つぎ1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもの は1ヶ所掘削箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領（土工編（案））」または「RTK-G NSSを用いた出来形管理要領（土工編 （案））」の規定により異状による管理を許す 場合は、設計図書で測定。 基準値は各法面で測定。		1-2-3-3																																																																																																																																																																				
1-2-3-3 盛土工																					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 5%;">11</td> <td style="width: 5%;">12</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">14</td> <td style="width: 5%;">15</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">17</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 5%;">21</td> <td style="width: 5%;">22</td> <td style="width: 5%;">23</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">25</td> <td style="width: 5%;">26</td> <td style="width: 5%;">27</td> <td style="width: 5%;">28</td> <td style="width: 5%;">29</td> <td style="width: 5%;">30</td> <td style="width: 5%;">31</td> <td style="width: 5%;">32</td> <td style="width: 5%;">33</td> <td style="width: 5%;">34</td> <td style="width: 5%;">35</td> <td style="width: 5%;">36</td> <td style="width: 5%;">37</td> <td style="width: 5%;">38</td> <td style="width: 5%;">39</td> <td style="width: 5%;">40</td> <td style="width: 5%;">41</td> <td style="width: 5%;">42</td> <td style="width: 5%;">43</td> <td style="width: 5%;">44</td> <td style="width: 5%;">45</td> <td style="width: 5%;">46</td> <td style="width: 5%;">47</td> <td style="width: 5%;">48</td> <td style="width: 5%;">49</td> <td style="width: 5%;">50</td> <td style="width: 5%;">51</td> <td style="width: 5%;">52</td> <td style="width: 5%;">53</td> <td style="width: 5%;">54</td> <td style="width: 5%;">55</td> <td style="width: 5%;">56</td> <td style="width: 5%;">57</td> <td style="width: 5%;">58</td> <td style="width: 5%;">59</td> <td style="width: 5%;">60</td> <td style="width: 5%;">61</td> <td style="width: 5%;">62</td> <td style="width: 5%;">63</td> <td style="width: 5%;">64</td> <td style="width: 5%;">65</td> <td style="width: 5%;">66</td> <td style="width: 5%;">67</td> <td style="width: 5%;">68</td> <td style="width: 5%;">69</td> <td style="width: 5%;">70</td> <td style="width: 5%;">71</td> <td style="width: 5%;">72</td> <td style="width: 5%;">73</td> <td style="width: 5%;">74</td> <td style="width: 5%;">75</td> <td style="width: 5%;">76</td> <td style="width: 5%;">77</td> <td style="width: 5%;">78</td> <td style="width: 5%;">79</td> <td style="width: 5%;">80</td> <td style="width: 5%;">81</td> <td style="width: 5%;">82</td> <td style="width: 5%;">83</td> <td style="width: 5%;">84</td> <td style="width: 5%;">85</td> <td style="width: 5%;">86</td> <td style="width: 5%;">87</td> <td style="width: 5%;">88</td> <td style="width: 5%;">89</td> <td style="width: 5%;">90</td> <td style="width: 5%;">91</td> <td style="width: 5%;">92</td> <td style="width: 5%;">93</td> <td style="width: 5%;">94</td> <td style="width: 5%;">95</td> <td style="width: 5%;">96</td> <td style="width: 5%;">97</td> <td style="width: 5%;">98</td> <td style="width: 5%;">99</td> <td style="width: 5%;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">盛土工 (面管理の場合)</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">平均値</td> <td style="text-align: center;">個々の 計測値</td> <td colspan="2">1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-3</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="25"></td> <td style="text-align: center;">盛土工 (面管理の場合)</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">平均値</td> <td style="text-align: center;">個々の 計測値</td> <td colspan="2">1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> <td style="text-align: center;">1-2-3-3</td> <td colspan="2" rowspan="2">  </td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																										盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3																														盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3			
	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																
																									盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3																																																																																																																																																																				
																									盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領 （土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領（土工編 （案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用 いた出来形管理要領（土工編（案）」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用 いた出来形管理要領（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±30mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とす ることを基本とする。規格値が変わる場合 は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3																																																																																																																																																																				

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	頁番号																																																																								
第4節 道路土工																																																																											
1-2-4-2 掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">掘削工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-2	法面	±50m -200 ±50m 法面-4%		I-4																																																										
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。					1-2-4-2	法面	±50m -200 ±50m 法面-4%																																																											
基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-2																																																																							
法面	±50m -200 ±50m 法面-4%																																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">掘削工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-2	法面	±50m -200 ±50m 法面-4%		I-4																																																									
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -200 ±50m 法面-4%</td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-2				法面	±50m -200 ±50m 法面-4%																																																											
基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-2																																																																							
法面	±50m -200 ±50m 法面-4%																																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">掘削工 (面管理の場合)</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>平面</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟弱土) (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±330</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>平面</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟弱土) (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±330</td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	平面	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高差	±70	±160	法面 (軟弱土) (小段含む)	水平または 標高差	±70	±330		I-4																																															
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-2</td> </tr> <tr> <td>平面</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟弱土) (小段含む)</td> <td>水平または 標高差</td> <td>±70</td> <td>±330</td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2				平面	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高差	±70	±160	法面 (軟弱土) (小段含む)	水平または 標高差	±70	±330																																																	
平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差また は水平差を算出する。計測総数は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。同様、標高方向に±5cm以内にある計 測値は水平差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2																																																																							
平面	標高差				±50	±150																																																																					
法面 (小段含む)	水平または 標高差				±70	±160																																																																					
法面 (軟弱土) (小段含む)	水平または 標高差				±70	±330																																																																					
1-2-4-3 路体盛土工 1-2-4-4 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table></td></tr></table></td></tr></table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	法面	±50m -100 ±50m 法面-2%	幅	W1, W2	-100			I-5			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table></td></tr></table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	法面	±50m -100 ±50m 法面-2%	幅	W1, W2	-100			I-5			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	2	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	天端	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高差	±80	±190					I-5
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。					1-2-4-3 1-2-4-4	法面	±50m -100 ±50m 法面-2%	幅	W1, W2	-100			I-5																																																				
基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4																																																																							
法面	±50m -100 ±50m 法面-2%																																																																										
幅	W1, W2	-100																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table></td></tr></table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	法面	±50m -100 ±50m 法面-2%	幅	W1, W2	-100			I-5			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	2	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	天端	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高差	±80	±190					I-5																							
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準高</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>±50m -100 ±50m 法面-2%</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>W1, W2</td> <td>-100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4				法面	±50m -100 ±50m 法面-2%	幅	W1, W2	-100			I-5																																																				
基準高	±50	掘削幅40m（掘削幅20mの場合100m）に つぎ1箇所、幅40m（又は100m）以下のもの は1掘削箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」）または「RTK-G （RTSを用いた出来形管理標準（土工編（案））」 の規格により測距による管理を行う 場合は、設計図書の特記を参照。 基準高は、道路中心線及び隣接で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4																																																																							
法面	±50m -100 ±50m 法面-2%																																																																										
幅	W1, W2	-100																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">4 道路土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;">I-5</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	2	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	天端	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高差	±80	±190					I-5																																															
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3	4	2	路体盛土工 路床盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">平均値</td> <td style="width: 10%;">個々の 計測値</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;"> 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m²（平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。 </td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"></td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">1-2-4-3 1-2-4-4</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>標高差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>標高差</td> <td>±80</td> <td>±190</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4				天端	標高差	±50	±150	法面 (小段含む)	標高差	±80	±190					I-5																																															
平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理標準（土工編（案）」、「空中写真 測量（無人航空機）を用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理標準（土工編（案））」、 「TS（ノンリズム方式）を用 いた出来形管理標準（土工編（案）」、 「地上移動搭載型レーザースキャナーを用 いた出来形管理標準（土工編（案）」ま たは「RTK-GNSSを用いた出来形管理 標準（土工編（案）」に基づき出来形管理 を面管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測総数を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±50mmが含まれている。 3. 計測は天端と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高差を算 出する。計測総数は1点/m ² （平面投影面積 当たり）以上とする。 4. 法則、法則から水平方向に±5cm以内に 存在する計測値は、標高差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面と することを基本とする。規格値が変わる場 合は、評価区間を分割するか、あるいは規格 値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4																																																																							
天端	標高差				±50	±150																																																																					
法面 (小段含む)	標高差				±80	±190																																																																					

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	頁番号
<p>品質管理基準 1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)</p>	<p>種別：施工、試験区分：必須</p> <p>州役水質測定 「レディミキストコンクリートの品質管理について」「レディミキストコンクリート単位水質測定規程(第3号)」(平成28年)日事発規整第1号」</p> <p>1) 測定した単位水質が、配合設計値(1kg/m³)の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水質が、配合設計値(1kg/m³)を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の前後を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その調整後の生コンは採用する。その他、配合設計値±10kg/m³以内で安定するまで、調整後の生コンは同一、単位水質の測定を行う。 3) 配合設計値±20kg/m³の指針値を超える場合は、生コンを行き止まり、持ち帰らせ、水量変動の前後を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全調整後の生コンは採用する。ただし、配合設計値±10kg/m³以内で安定するまで、調整後の生コンは同一、単位水質の測定を行う。 なお、管理職または技師の指針値を超える場合は、計測を実施することができる。再調整を実施したい場合は計測の測定結果のうち、配合設計値との差の絶対値の小さい方を採用してよい。</p>	<p>種別：施工、試験区分：必須</p> <p>州役水質測定 「レディミキストコンクリートの品質管理について」「レディミキストコンクリート単位水質測定規程(第3号)」(平成28年)日事発規整第1号」</p> <p>1) 測定した単位水質が、配合設計値(1kg/m³)の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水質が、配合設計値(1kg/m³)を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の前後を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その調整後の生コンは採用する。その他、配合設計値±10kg/m³以内で安定するまで、調整後の生コンは同一、単位水質の測定を行う。 3) 配合設計値±20kg/m³の指針値を超える場合は、生コンを行き止まり、持ち帰らせ、水量変動の前後を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全調整後の生コンは採用する。ただし、配合設計値±10kg/m³以内で安定するまで、調整後の生コンは同一、単位水質の測定を行う。 なお、管理職または技師の指針値を超える場合は、計測を実施することができる。再調整を実施したい場合は計測の測定結果のうち、配合設計値との差の絶対値の小さい方を採用してよい。</p>	<p>II-2</p>
<p>5 ガス圧接</p>	<p>種別：施工前試験、試験区分：必須</p> <p>外観検査 ・目視 圧接部の腐蝕状況 割れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (管内外縦線) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p> <p>・目視は全数実施する。 ・折れ必要と認められたものに対してのみ管内外縦線検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督官の承認を得る。 ①目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②目視は、再加熱し、圧力を加えて再度ふくらみに修正する。 ③目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ④目視は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p>	<p>種別：施工前試験、試験区分：必須</p> <p>外観検査 ・目視 圧接部の腐蝕状況 割れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (管内外縦線) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p> <p>・目視は全数実施する。 ・折れ必要と認められたものに対してのみ管内外縦線検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督官の承認を得る。 ①目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②目視は、再加熱し、圧力を加えて再度ふくらみに修正する。 ③目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ④目視は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p>	<p>II-6</p>
	<p>種別：施工後試験、試験区分：必須</p> <p>外観検査 ・目視 圧接部の腐蝕状況 割れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (管内外縦線) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p> <p>・目視は全数実施する。 ・折れ必要と認められたものに対してのみ管内外縦線検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督官の承認を得る。 ①目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②目視は、再加熱し、圧力を加えて再度ふくらみに修正する。 ③目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ④目視は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p>	<p>種別：施工後試験、試験区分：必須</p> <p>外観検査 ・目視 圧接部の腐蝕状況 割れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (管内外縦線) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p> <p>・目視は全数実施する。 ・折れ必要と認められたものに対してのみ管内外縦線検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督官の承認を得る。 ①目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②目視は、再加熱し、圧力を加えて再度ふくらみに修正する。 ③目視は、圧接部を切り取って再圧接する。 ④目視は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>管内外縦線以外の場合 ①ふくらみを計測した後の圧接部に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが管径の0.1倍以下、ただし、SD400の場合は、2倍以下、 ③管端面にコーナーステートによる表面不平整が認められない ④その他有害と認められる欠陥が認められない</p>	<p>II-6</p>

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行				改定【改定箇所：赤字】				頁番号												
26 コンクリートダム	種別：施工、試験区分：必須				種別：施工、試験区分：必須				II-32												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 209 483 579">単位水量測定</td> <td data-bbox="483 209 752 579">「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³を超え±28kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m³の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="752 209 931 579">100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。</td> <td data-bbox="931 209 1169 579">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m³、40㎜の場合1185kg/m³を基本とする。</td> </tr> </table>	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 209 1283 579">単位水量測定</td> <td data-bbox="1283 209 1552 579">「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³を超え±28kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m³以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m³の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="1552 209 1731 579">100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。</td> <td data-bbox="1731 209 1971 579">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m³、40㎜の場合1185kg/m³を基本とする。</td> </tr> </table>	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m ³ 以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。		示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。											
単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。																		
単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m ³ 以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。																		
27 覆工コンクリート(NATM)	種別：施工、試験区分：必須				種別：施工、試験区分：必須				II-34												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 608 483 1042">単位水量測定</td> <td data-bbox="483 608 752 1042">「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³を超え±28kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m³の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="752 608 931 1042">100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。</td> <td data-bbox="931 608 1169 1042">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m³、40㎜の場合1185kg/m³を基本とする。</td> </tr> </table>	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 608 1283 1042">単位水量測定</td> <td data-bbox="1283 608 1552 1042">「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m³を超え±28kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m³以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m³の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m³以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="1552 608 1731 1042">100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。</td> <td data-bbox="1731 608 1971 1042">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m³、40㎜の場合1185kg/m³を基本とする。</td> </tr> </table>	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m ³ 以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。		示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。											
単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質保証マニュアル」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。																		
単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（第2版）（平成30年3月18日事務局版）」 1) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±18kg/m ³ を超え±28kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示し、その調整後の生コンを打設する。その後、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、「18kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して18kg/m ³ 以下の値を記録することをいう。 3) 配合設計±28kg/m ³ の指す値を超える場合は、生コンを打込まずに、押し戻らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者と改善を指示しななければならない。その後の調整後の生コンを打設する。更に、配合設計±18kg/m ³ 以内で安定するまで、調整後の台毎1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理職または指す値を超える場合は1回2回りが試験を実施することができる。再試験を実施しない場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差が絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎓/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要数値に応じて100㎓～150㎓ごとに1回、及び所置し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合1175kg/m ³ 、40㎜の場合1185kg/m ³ を基本とする。																		
	種別：施工後試験、試験区分：必須				種別：施工後試験、試験区分：必須				II-35												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="383 1070 483 1161">ひび割れ調査</td> <td data-bbox="483 1070 752 1161">スケールによる測定</td> <td data-bbox="752 1070 931 1161">0、2mm</td> <td data-bbox="931 1070 1169 1161">本数 総延長 最大ひび割れ幅等</td> </tr> </table>	ひび割れ調査	スケールによる測定	0、2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 1070 1283 1161">ひび割れ調査</td> <td data-bbox="1283 1070 1552 1161">スケールによる測定</td> <td data-bbox="1552 1070 1731 1161">0、2mm</td> <td data-bbox="1731 1070 1971 1161">本数 総延長 最大ひび割れ幅等</td> </tr> </table>	ひび割れ調査	スケールによる測定	0、2mm		本数 総延長 最大ひび割れ幅等											
ひび割れ調査	スケールによる測定	0、2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等																		
ひび割れ調査	スケールによる測定	0、2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等																		
37.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない					種別：材料、試験区分：必須				II-44												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 1380 1283 1409">土の含水比試験</td> <td data-bbox="1283 1380 1384 1409">JIS A 1203</td> <td data-bbox="1384 1380 1552 1409">試験回数：1回</td> <td data-bbox="1552 1380 1731 1409">当初及び仕様の消化した上。</td> <td data-bbox="1731 1380 1971 1409">配合を定めたための試験である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1409 1283 1437">土の液性限界試験</td> <td data-bbox="1283 1409 1384 1437">JIS G 0191</td> <td data-bbox="1384 1409 1552 1437"></td> <td data-bbox="1552 1409 1731 1437"></td> <td data-bbox="1731 1409 1971 1437"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1437 1283 1466">ソープフロー試験</td> <td data-bbox="1283 1437 1384 1466">JIS B 5201</td> <td data-bbox="1384 1437 1552 1466"></td> <td data-bbox="1552 1437 1731 1466"></td> <td data-bbox="1731 1437 1971 1466"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1466 1283 1495">土の無圧30秒間改良体の強度</td> <td data-bbox="1283 1466 1384 1495">JIS A 1216</td> <td data-bbox="1384 1466 1552 1495"></td> <td data-bbox="1552 1466 1731 1495"></td> <td data-bbox="1731 1466 1971 1495"></td> </tr> </table>	土の含水比試験	JIS A 1203	試験回数：1回	当初及び仕様の消化した上。	配合を定めたための試験である。	土の液性限界試験	JIS G 0191					ソープフロー試験	JIS B 5201				土の無圧30秒間改良体の強度	JIS A 1216		
土の含水比試験	JIS A 1203	試験回数：1回	当初及び仕様の消化した上。	配合を定めたための試験である。																	
土の液性限界試験	JIS G 0191																				
ソープフロー試験	JIS B 5201																				
土の無圧30秒間改良体の強度	JIS A 1216																				

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																										
<p>37.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない</p>		<p>種別：材料、試験区分：その他</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 215 1288 255">土粒子の遊動試験</td> <td data-bbox="1288 215 1377 255">JIS A 1202</td> <td data-bbox="1377 215 1556 255">試験回数による。</td> <td data-bbox="1556 215 1736 255">土質の劣化したとき必要に応じて実施する。</td> <td data-bbox="1736 215 1960 255"></td> <td data-bbox="1915 215 1960 255"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 255 1288 295">土の液状化試験</td> <td data-bbox="1288 255 1377 295">JIS A 1204</td> <td data-bbox="1377 255 1556 295"></td> <td data-bbox="1556 255 1736 295"></td> <td data-bbox="1736 255 1960 295"></td> <td data-bbox="1915 255 1960 295"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 295 1288 335">土の液状化限界・液状化限界試験</td> <td data-bbox="1288 295 1377 335">JIS A 1205</td> <td data-bbox="1377 295 1556 335"></td> <td data-bbox="1556 295 1736 335"></td> <td data-bbox="1736 295 1960 335"></td> <td data-bbox="1915 295 1960 335"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 335 1288 375">土の液状化試験</td> <td data-bbox="1288 335 1377 375">JIS A 1216</td> <td data-bbox="1377 335 1556 375"></td> <td data-bbox="1556 335 1736 375"></td> <td data-bbox="1736 335 1960 375"></td> <td data-bbox="1915 335 1960 375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 375 1288 414">土の液状化試験</td> <td data-bbox="1288 375 1377 414">JIS A 1217</td> <td data-bbox="1377 375 1556 414"></td> <td data-bbox="1556 375 1736 414"></td> <td data-bbox="1736 375 1960 414"></td> <td data-bbox="1915 375 1960 414"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 414 1288 454">土質調査の試験</td> <td data-bbox="1288 414 1377 454">JGS 0211</td> <td data-bbox="1377 414 1556 454"></td> <td data-bbox="1556 414 1736 454">併用 貫土の場合必要に応じて実施する。</td> <td data-bbox="1736 414 1960 454"></td> <td data-bbox="1915 414 1960 454"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 454 1288 494">土の液状化試験</td> <td data-bbox="1288 454 1377 494">JGS 0221</td> <td data-bbox="1377 454 1556 494"></td> <td data-bbox="1556 454 1736 494"></td> <td data-bbox="1736 454 1960 494"></td> <td data-bbox="1915 454 1960 494"></td> </tr> </table>	土粒子の遊動試験	JIS A 1202	試験回数による。	土質の劣化したとき必要に応じて実施する。			土の液状化試験	JIS A 1204					土の液状化限界・液状化限界試験	JIS A 1205					土の液状化試験	JIS A 1216					土の液状化試験	JIS A 1217					土質調査の試験	JGS 0211		併用 貫土の場合必要に応じて実施する。			土の液状化試験	JGS 0221					<p>II-44</p>
土粒子の遊動試験	JIS A 1202	試験回数による。	土質の劣化したとき必要に応じて実施する。																																										
土の液状化試験	JIS A 1204																																												
土の液状化限界・液状化限界試験	JIS A 1205																																												
土の液状化試験	JIS A 1216																																												
土の液状化試験	JIS A 1217																																												
土質調査の試験	JGS 0211		併用 貫土の場合必要に応じて実施する。																																										
土の液状化試験	JGS 0221																																												
		<p>種別：施工、試験区分：必須</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 550 1288 718"> 指定方向の品質確認 (目視) ポーリングコアの目視確認 </td> <td data-bbox="1288 550 1377 718"> 試験回数または、ポーリングコアの目視確認 </td> <td data-bbox="1377 550 1556 718"> 指定した層のフェノール樹脂浸透試験による目視確認 </td> <td data-bbox="1556 550 1736 718"> 1.00m²～4.00m²につき1箇所/層合で行う。 試験回数またはポーリングコアで採取された改良体上、中、下はすべて試験されて改良されたフェノール樹脂浸透試験により均質性を確認する。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。 </td> <td data-bbox="1736 550 1960 718"> 1.実施前 貫土、監督員との協議による。 2.ポーリング等により供試体を採取する。 </td> <td data-bbox="1915 550 1960 718"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 718 1288 885"> 土の液状化試験 (改良体の液状化) </td> <td data-bbox="1288 718 1377 885"> JIS A 1216 </td> <td data-bbox="1377 718 1556 885"> 1.各供試体の試験結果は改良 地盤設計強度の85%以上、2.1箇所/供試体結果は改良 地盤設計強度以上、 3.1箇所/供試体とは異なる供試体の試験結果の平均値で示したもの </td> <td data-bbox="1556 718 1736 885"> 1.00m²～4.00m²につき1箇所/層合で行う。 試験は改良 体に対して上、中、下それぞれ供試体で行う。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。 </td> <td data-bbox="1736 718 1960 885"> 試験前 貫土、監督員との協議による。 </td> <td data-bbox="1915 718 1960 885"></td> </tr> </table>	指定方向の品質確認 (目視) ポーリングコアの目視確認	試験回数または、ポーリングコアの目視確認	指定した層のフェノール樹脂浸透試験による目視確認	1.00m ² ～4.00m ² につき1箇所/層合で行う。 試験回数またはポーリングコアで採取された改良体上、中、下はすべて試験されて改良されたフェノール樹脂浸透試験により均質性を確認する。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。	1.実施前 貫土、監督員との協議による。 2.ポーリング等により供試体を採取する。		土の液状化試験 (改良体の液状化)	JIS A 1216	1.各供試体の試験結果は改良 地盤設計強度の85%以上、2.1箇所/供試体結果は改良 地盤設計強度以上、 3.1箇所/供試体とは異なる供試体の試験結果の平均値で示したもの	1.00m ² ～4.00m ² につき1箇所/層合で行う。 試験は改良 体に対して上、中、下それぞれ供試体で行う。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。	試験前 貫土、監督員との協議による。		<p>II-44 II-45</p>																														
指定方向の品質確認 (目視) ポーリングコアの目視確認	試験回数または、ポーリングコアの目視確認	指定した層のフェノール樹脂浸透試験による目視確認	1.00m ² ～4.00m ² につき1箇所/層合で行う。 試験回数またはポーリングコアで採取された改良体上、中、下はすべて試験されて改良されたフェノール樹脂浸透試験により均質性を確認する。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。	1.実施前 貫土、監督員との協議による。 2.ポーリング等により供試体を採取する。																																									
土の液状化試験 (改良体の液状化)	JIS A 1216	1.各供試体の試験結果は改良 地盤設計強度の85%以上、2.1箇所/供試体結果は改良 地盤設計強度以上、 3.1箇所/供試体とは異なる供試体の試験結果の平均値で示したもの	1.00m ² ～4.00m ² につき1箇所/層合で行う。 試験は改良 体に対して上、中、下それぞれ供試体で行う。 層合の条件、規模等により上記より少ない場合は監督員の指示による。	試験前 貫土、監督員との協議による。																																									

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
写真管理基準(案) 写真管理基準	<p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準8に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p>	1
<p>(撮影)</p> <p>3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (中略)</p>	<p>(撮影)</p> <p>3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (中略)</p> <p>(3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	1 2	
<p>(撮影の仕様)</p> <p>6. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (中略)</p> <p>(2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。（100万画素程度300kB～600kB）</p>	<p>(撮影の仕様)</p> <p>6. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (中略)</p> <p>(2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。（100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p>	2 3	
<p>(工事写真の整理方法)</p> <p>10. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 電子納品の場合には、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に準拠するものとする。（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう） (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。 なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理し提出する枚数を示したものである。</p>	<p>(工事写真の整理方法)</p> <p>10. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 電子納品の場合には、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本のうち、「提出頻度」に該当するものを電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に準拠するものとする。（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「提出頻度」に該当する写真をいう） また、参考資料として、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本すべてを別の電子媒体に格納し監督員に提出するものとする。 (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。 なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理し提出する枚数を示したものである。</p>	3	

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	頁番号																																																																				
撮影箇所一覧表(全体)	<p>施工状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">施工状況</td> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回〔月末〕</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>不要</td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定(指定仮設)</td> <td>使用材料、仮設状況、形状寸法</td> <td>1施工箇所につき1回〔施工前後〕</td> <td>代表箇所1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>必要に応じて〔発生時〕</td> <td>不要</td> <td>工事打合簿に添付する。</td> </tr> </table>	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜					創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付		指定(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所につき1回〔施工前後〕	代表箇所1枚			図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	<p>施工状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">施工状況</td> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回〔月末〕</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>不要</td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設(指定仮設)</td> <td>使用材料、仮設状況、形状寸法</td> <td>1施工箇所につき1回〔施工前後〕</td> <td>代表箇所1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>必要に応じて〔発生時〕</td> <td>不要</td> <td>工事打合簿に添付する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕</td> <td></td> <td>ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕</td> <td></td> <td>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚</td> </tr> </table>	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜					創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所につき1回〔施工前後〕	代表箇所1枚			図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。				ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕		ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像				ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚	I-1
	施工状況			工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要																																																																
施工中の写真		工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜																																																																				
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付																																																																		
	指定(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所につき1回〔施工前後〕	代表箇所1枚																																																																			
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。																																																																		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要																																																																			
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜																																																																			
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付																																																																		
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所につき1回〔施工前後〕	代表箇所1枚																																																																			
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。																																																																		
			ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回〔発生時〕		ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像																																																																		
			ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚																																																																		
撮影箇所一覧表(品質管理)	<p>河川・海岸土工(施工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">18 19</td> <td rowspan="3">河川海岸土工(施工)</td> <td>現場密度の測定</td> <td>土質毎に1回〔試験実施中〕</td> <td rowspan="3">不要</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>土の含水比試験</td> <td>降雨後又は含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕</td> </tr> <tr> <td>コーン指数の測定</td> <td>トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕</td> </tr> </table>	18 19	河川海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要		土の含水比試験	降雨後又は含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕	<p>河川・海岸土工(施工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">18 19</td> <td rowspan="3">河川・海岸土工(施工)</td> <td>現場密度の測定</td> <td>土質毎に1回〔試験実施中〕</td> <td rowspan="3">不要</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>土の含水比試験</td> <td>含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕</td> </tr> <tr> <td>コーン指数の測定</td> <td>トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕</td> </tr> </table>	18 19	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕	II-3																																																
18 19	河川海岸土工(施工)			現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕			不要																																																															
				土の含水比試験	降雨後又は含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕																																																																		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕																																																																				
18 19	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要																																																																			
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合〔試験実施中〕																																																																				
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕																																																																				

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																				
	<p>砂防土工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 15%;">砂防土工</td> <td style="width: 20%;">現場密度の測定</td> <td style="width: 20%;">土質毎に1回 [試験実施中]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		<p>砂防土工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 15%;">砂防土工</td> <td style="width: 20%;">現場密度の測定</td> <td style="width: 20%;">土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		II-3																								
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要																																			
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要																																			
	<p>道路土工（施工）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 5%;">21</td> <td rowspan="7" style="width: 15%;">道路土工（施工）</td> <td style="width: 20%;">現場密度の測定</td> <td style="width: 20%;">土質毎に1回 [試験実施中]</td> <td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td rowspan="7" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ブルーローリング</td> <td>工種毎に1回 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>平板載荷試験</td> <td>土質毎に1回 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>現場CBR試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>含水比試験</td> <td>降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>コーン指数の測定</td> <td>トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>たわみ量</td> <td>ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]</td> </tr> </table>	21	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	現場CBR試験		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	<p>道路土工（施工）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 5%;">21</td> <td rowspan="7" style="width: 15%;">道路土工（施工）</td> <td style="width: 20%;">現場密度の測定</td> <td style="width: 20%;">土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</td> <td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td rowspan="7" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ブルーローリング</td> <td>工種毎に1回 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>平板載荷試験</td> <td>土質毎に1回 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>現場CBR試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>含水比試験</td> <td>降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>コーン指数の測定</td> <td>トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]</td> </tr> <tr> <td>たわみ量</td> <td>ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]</td> </tr> </table>	21	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	現場CBR試験		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]	II-3
21	道路土工（施工）			現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]			不要																															
				ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]																																		
				平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]																																		
				現場CBR試験																																			
				含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]																																		
				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]																																		
		たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]																																				
21	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要																																			
		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]																																				
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]																																				
		現場CBR試験																																					
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]																																				
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]																																				
		たわみ量	ブルーローリングの不良個所について実施 [試験実施中]																																				
	<p>中層混合処理</p>	<p>中層混合処理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">34</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">中層混合処理</td> <td style="width: 20%;">テーブルフロー試験</td> <td style="width: 20%;">適宜 [試験実施中]</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">不要</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>土の一軸圧縮試験</td> <td>材質毎に1回 [試験実施中]</td> </tr> </table>	34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	不要		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	II-6																												
34	中層混合処理	テーブルフロー試験			適宜 [試験実施中]	不要																																	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]																																				

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所: 赤字】	頁番号																		
撮影箇所一覧表(出来形管理) 第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川・海岸・砂防土工	掘削工 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 10%;">掘削工</td> <td style="width: 10%;">土質等の判別 法長</td> <td style="width: 10%;">地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕</td> <td style="width: 10%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-2</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	土質等の判別 法長	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	掘削工 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 10%;">掘削工</td> <td style="width: 10%;">土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する。</td> <td style="width: 10%;">地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td style="width: 10%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する。	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	代表箇所 各1枚	1-2-3-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	III-1
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	土質等の判別 法長	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2													
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する。	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕 200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	代表箇所 各1枚	1-2-3-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影													

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所: 赤字】	頁番号																																																								
第3節 河川・海岸・砂防土工	盛土工 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 15%;">盛土工</td> <td style="width: 15%;"> 巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕 </td> <td style="width: 15%;"> 代表箇所 各1枚 </td> <td style="width: 15%;">1-2-3-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3						縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕								法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			盛土工 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 15%;">盛土工</td> <td style="width: 15%;"> 巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕 </td> <td style="width: 15%;"> 代表箇所 各1枚 </td> <td style="width: 15%;">1-2-3-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕 </td> <td></td> <td> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3						縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕								法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影						「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			III-1
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3																																																				
					縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕																																																						
					法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕																																																						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	盛土工	巻出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3																																																				
					縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕																																																						
					法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影																																																				
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。																																																						

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行							改定【改定箇所:赤字】							頁番号			
第4節 道路土工	掘削工							掘削工							Ⅲ-2			
	1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2	掘削工	土質等の判別 法長	地質が変わる毎に1回 【掘削中】 200m又は1施工箇所 に1回 【掘削後】	代表箇所 各1枚	1-2-4-2									
												法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 【掘削中】 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 【掘削後】 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	代表箇所 各1枚	1-2-4-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影			

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号																																																																								
第4節 道路土工	<p>路体盛土工、路床盛土工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通 編</td> <td style="width: 5%;">2 土 工</td> <td style="width: 5%;">4 道 路 土 工</td> <td style="width: 5%;">3 4</td> <td style="width: 15%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;">卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕</td> <td style="width: 15%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 10%;">1-2-4-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3						縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕								法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			<p>路体盛土工、路床盛土工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通 編</td> <td style="width: 5%;">2 土 工</td> <td style="width: 5%;">4 道 路 土 工</td> <td style="width: 5%;">3 4</td> <td style="width: 15%;">路体盛土工 路床盛土工</td> <td style="width: 15%;">卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕</td> <td style="width: 15%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 10%;">1-2-4-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※右のいずれかで撮影する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3						縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕								法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕								※右のいずれかで撮影する。								「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕								「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			<p>III-3</p> <p>・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</p>
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3																																																																				
					縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕																																																																						
					法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕																																																																						
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	路体盛土工 路床盛土工	卷出し厚 200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3																																																																				
					縮固め状況 転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔縮固め時〕																																																																						
					法長 幅 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕																																																																						
					※右のいずれかで撮影する。																																																																						
					「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕																																																																						
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。																																																																						

岡山県土木工事共通仕様書(令和2年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号										
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工	固結工(中層混合処理)	固結工(中層混合処理) <table border="1" data-bbox="1227 233 1989 395"> <tr> <td>3 土木 工事 共通 編</td> <td>2 一 般 施 工</td> <td>7 地 盤 改 良 工</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>固結工 (中層混合処理)</td> <td>施工厚さ 幅</td> <td>1,000m3~4,000m3に つき1回、又は施工延 長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕</td> <td>代表箇所 各1枚</td> <td>3-2-7-9</td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3~4,000m3に つき1回、又は施工延 長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9	III-21
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3~4,000m3に つき1回、又は施工延 長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9				
フィルムカメラを使用した場合 の写真管理基準(案)	(撮影) 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (後略)	(撮影) 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (中略) (3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測 量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度 及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質 管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	別紙-1 別紙-2										